

□□○○年4月1日現在職員調書

市町村職員退職手当に関する条例施行規則第2条第5項の規定により提出します。

福島県市町村総合事務組合管理者

□□○○年4月1日

団体長 氏名 ○○町長 □□ □□

1. 総括

区分	人員	給料月額	備考
特別職			
一般職			
合計	0人	0円	

2. 内訳(特別職)

職員番号	職名	氏名	給料月額	現在の任期
530	町長	□□ □□	680,000円	□○.9.26 ~ □○.9.25
361	副町長	○○ ○○	610,000円	□○.5.1 ~ □○.4.30
479	教育長	△△ △△	580,000円	□○.4.1 ~ □○.3.31
				~
計		3人	1,870,000円	

任期満了後の請求漏れ(特に教育長)が散見されることから、現在の任期を記入すること。
※教育長の任期が前任者の残任期間である場合、特に注意すること。

当調書に含める者(退職手当条例対象の職員)

- ・派遣中の自団体職員(自治法派遣、公益的法人派遣等)
- ・育児休業中の職員 ・分限休職中の職員
- ・停職中の職員 ・職員組合専従中の職員
- ・国、県からの割愛による副市長村長
- ・会計年度任用職員(フルタイム)(注)
- ・臨時的任用職員(注)

(注)条例対象となる条件があるので、詳しくは「市町村職員の退職手当の手引き～事務編～」P.4を参照すること。

当調書に含めない者(退職手当条例対象外の職員)

- ・他の地方公共団体から地方自治法第252条の17第1項の規定により派遣されている職員
- ・定年前再任用短時間勤務職員
- ・暫定再任用されている職員

第5号の4様式の2

(一般職)

職員番号	職名	氏名	級号給	給料月額	備考
122	課長補佐	〇〇〇〇	6-〇〇	280,000円	
125	課長補佐	〇〇〇〇	6-〇〇	280,000円	
126	課長補佐	〇〇〇〇	6-〇〇	280,000円	
131	課長	〇〇〇〇	6-〇〇	400,000円	
132	次長	〇〇〇〇	6-〇〇		
135	課長	〇〇〇〇	6-〇〇		
145	課長補佐	〇〇〇〇	5-〇〇		
147	課長補佐	〇〇〇〇	5-〇〇		
149	課長補佐	〇〇〇〇	5-〇〇	353,000円	
154			5-〇〇	354,000円	
156			5-〇〇	354,000円	
159			5-〇〇	352,000円	
161			5-〇〇	354,000円	
164			4-〇〇	332,000円	
165			4-〇〇	335,000円	派遣中
172			4-〇〇	320,000円	
175					専従中
177					育休中
178					
180					休職中
181	主査	〇〇〇〇	3-〇〇	274,000円	停職中
182	主査	〇〇〇〇	3-〇〇	266,000円	
183	主査	〇〇〇〇	3-〇〇	266,000円	
184	主査	〇〇〇〇	3-〇〇	258,000円	
185	主査	〇〇〇〇	3-〇〇	246,000円	
186	副主査	〇〇〇〇	2-〇〇	225,000円	
187	副主査	〇〇〇〇	2-〇〇	220,000円	
188			2-〇〇	220,000円	
189	主事	〇〇〇〇	1-〇〇	202,000円	
合計			29人	8,878,000円	

給料月額が7割措置となり、管理監督職勤務上限年齢調整額が支給されている者については、当該額を加えた額を記入すること。

職員番号順に記載。
職員番号とは、貴団体固有の職員番号ではなく、当組合に報告している職員番号となる。(共済組合と同一。)
なお、一部事務組合への派遣から復職した場合のように共済組合の職員番号が変更となる事例では、変更後の番号を記入すること。併せて「職員派遣報告書(第5号の7様式)によりその旨を報告すること。(職員派遣報告書の提出漏れが散見されるので、注意すること。)

育休、休職、停職、他団体への派遣又は職員組合の専従の場合は、その旨を備考欄に記入すること。

1シートに一般職を全員分記入すること。